

麻生市民館岡上分館 展示スペース利用方法

麻生市民館岡上分館展示スペースは、来館者の談話の場としてご利用いただくとともに、地域の方々の芸術活動の奨励、普及を図るため、創作作品の展示、発表の場として、無料でご利用いただけます。

1 使用上の留意事項

- ① 麻生市民館岡上分館の展示スペースは『川崎市市民ギャラリー』に指定されたギャラリーではありません。そのため、基本的に責任者の常駐は不要です。
- ② 展示スペース利用期間中、作品の管理は使用者の責任とし、いかなる事故等が発生した場合も館はその責を負いません。
- ③ 展示スペースは、談話室奥のスペースであり、部屋の施錠はできません。貴重な作品の展示にはご注意ください。
- ④ 展示期間中でも、隣の談話室において利用者がミーティング等を行う場合があります。談話室に利用者がいる場合、展示スペースへの出入りはできません。
- ⑤ 展示スペース利用中に生じた建物、設備、備品等の損傷または紛失については、主催者が原状回復の責を負います。
- ⑥ 展示した作品等は保管する場所がありませんので、展示期間終了後、速やかに搬出してください。
- ⑦ 作品展示にあたり電気を使用する場合は職員に相談してください。内容により展示できる場合があります。
- ⑧ 展示スペース灯の点灯及び消灯は、分館職員が行います。
- ⑨ その他、疑義等については館との協議により決定します。

2 利用の手引き

① 利用期間

展示スペース貸出期間は、原則として2週間以内とする。(休館日、搬出入も期間に含む)

② 利用時間

午前9時から午後8時50分まで(ただし、閉館時間が変更した場合は、利用終了時間も変更する場合があります。)(最終日は午後5時まで。)

③ 利用回数

同一主催者による年間利用回数は、原則として年3回までとする。

④ 利用料

無料

⑤ 利用資格

原則、市内在住、在勤、在学の代表者か構成員を要する団体あるいは個人とする。

なお、利用にあたり身分証の提示を求めることがあります。(岡上地区隣接の近隣自治体居住者が利用を希望する場合は、職員にご相談ください。)

⑥ 利用制限及び取消等

- ア 展示スペースの利用目的に反するとき。
- イ 入場料を徴収及び施設内で販売行為を行った場合。
- ウ 利用申請書の内容を無断で変更した場合。
- エ 不正行為によって利用許可を受けた場合。
- オ 特定の個人や団体を誹謗中傷する内容を含む展示や、政治や宗教等への勧誘につながる展示が含まれる場合。
- カ 展示物に関しては大音量が出るもの、電力を多く消費するもの、公序良俗に反するもの等の展示。また、商用（ネット販売や習い事等）の勧誘を目的とする展示。
- キ その他、管理運営上で支障がある場合。

⑦ 作品の搬出入

搬入は、貸出期間初日の午前 9 時から、搬出は貸出期間最終日の午後 5 時までに行ってください。なお、この期間によらない場合は館との協議とします。
なお、搬出入の際に車両で運搬する場合は、ご相談ください。

⑧ 作品展示方法

- ・ピクチャーレールを使用しての展示、もしくは机等の台を使用し展示してください。
- ・その他、展示に関しては必要に応じて館との協議とします。

⑨ 利用申込期間

利用希望期間の最初の日の属する月の 3 か月前の 1 日（1 月は 1 月 5 日）、午前 9 時から使用開始日の 1 週間前までに、分館受付に直接申込んでください（先着順）。申請書は分館受付でお渡しします。なお、談話室の利用予定等がある場合、希望日に添えない場合があります。また、空きがある場合は随時受付します。

⑩ 利用のキャンセル

利用日の前日までに必ず岡上分館職員に直接連絡してください。連絡無く利用がなかつた場合、次回の利用をお断りすることがあります。

⑪ 展示に関する広報について

館外掲示板が利用可能。展示に係る広報物は基本的に利用者自身で作成、掲示してください。なお、掲示場所等は職員と調整の上で決定します。